

# 免責事項

本ウェブキャストに含まれる情報は一般的なものであり、デロイトトウシュトーマツリミテッド (“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）が、当該情報により専門的な助言やサービスを提供するものではありません。財務または事業に影響を与える可能性のある、いかなる意思決定または行動の前には、必ず適切な専門家にご相談ください。

本ウェブキャストに含まれる情報の正確性や完全性について、明示的または默示的を問わず、いかなる表明、保証または約束をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員、職員または代理人のいずれも、本ウェブキャストに依拠することにより、直接的または間接的に発生するいかなる損失および損害に対して責任を負うものではありません。DTTLならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。



## アジェンダ決定「多通貨保険契約グループ」（IFRS第17号およびIAS第21号）

フランチェスコ・ナガリ、グローバル・IFRS保険リーダー | 2022年11月

# 議題

- ・アジェンダ決定「多通貨保険契約グループ」（IFRS第17号およびIAS第21号）
  - アジェンダ決定とは何か？
  - アジェンダ決定の概要
  - 保険契約ポートフォリオの識別
  - 多通貨保険契約グループの測定
- ・ 設例
- ・ 実務上の考慮事項

# アジェンダ決定「多通貨保険契約グループ」（IFRS第17号およびIAS第21号）

## アジェンダ決定とは何か？

アジェンダ決定は、IFRS解釈指針委員会（IFRS IC）が基準設定プロジェクトを作業計画に追加すべきでないと決定した場合に公表される。アジェンダ決定は、



利害関係者によってIFRS ICに送られた要望書に記載された取引または事実パターンに対して、IFRSの関連する原則および要求事項をどのように適用するかを説明する。当該利害関係者に関する情報は公表されない。



IFRS公表物から根拠を導くものであり、既存の要求事項の追加・変更はできない。



アジェンダ決定で議論されたIFRS/IASを適用する際に反映しなければならないため、企業の会計方針を変更する結果となる可能性がある。

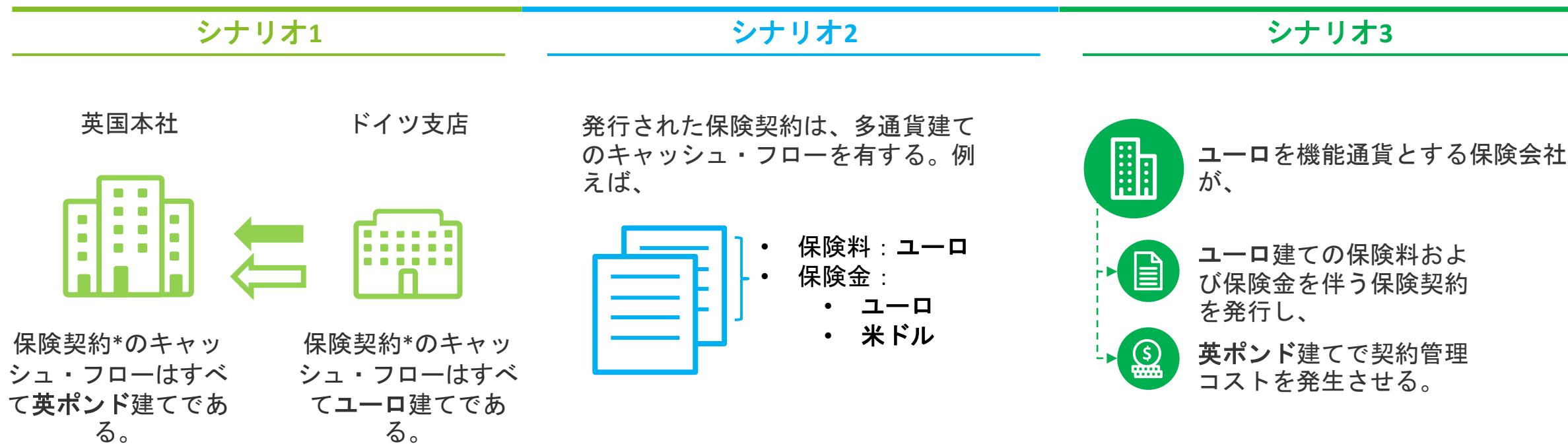


発効日はなく、（企業の事実および状況に応じて）会計方針の変更を行うためにどの程度の時間で十分であるか決定する際に判断が適用される

# アジェンダ決定「多通貨保険契約グループ」（IFRS第17号およびIAS第21号）

## 概要

保険市場では、保険契約が複数の通貨でのキャッシュ・フローを伴う多くのシナリオが観察される。



\*契約は同一の条項および条件を有すると仮定する。事実パターンで示される通り、通貨のみが異なる。

# アジェンダ決定「多通貨保険契約グループ」（IFRS第17号およびIAS第21号）

## 概要（続き）

単一の外貨建てのキャッシュ・フローを伴う保険契約グループを測定する際に関連するIFRSの要求事項は、以下の通りである。

- IFRS第17号30項は、IAS第21号\*を適用する際、「契約グループ（契約上のサービス・マージンを含む）を貨幣性項目として扱う」ことを要求している。
- IAS第21号21項から24項は、企業に次のことを要求している。
  - a) 外貨建取引は、取引日の直物為替レートにより機能通貨で記録する
  - b) 関連する他の基準書と合わせて、貨幣性項目の帳簿価額を決定する
  - c) 外貨建貨幣性項目は、報告期間末の決算日レートにより機能通貨に換算する

ただし、上記の要求事項および他のIFRS会計基準はいずれも、複数の通貨でのキャッシュ・フローを伴う取引または項目の通貨表示を決定する方法について、明示的な要求事項を規定していない

\* IAS第21号「外国為替レート変動の影響」

# アジェンダ決定「多通貨保険契約グループ」（IFRS第17号およびIAS第21号） 概要（続き）

アジェンダ決定「多通貨保険契約グループ」（IFRS第17号およびIAS第21号）は、複数の通貨でのキャッシュ・フローを伴う保険契約を会計処理する際ににおける以下のような適用上の疑問点に対応する。

- 保険契約ポートフォリオを識別するためにIFRS第17号を適用する際に、企業は外国為替レート・リスクを考慮するかどうか
- 複数の通貨でのキャッシュ・フローを伴う保険契約グループ（多通貨保険契約グループ）を測定するにあたり、企業はどのようにIAS第21号をIFRS第17号と組み合わせて適用するか

IFRS解釈指針委員会は、2022年9月13日にアジェンダ決定の最終化を承認した。本アジェンダ決定は2022年10月19日に国際会計基準審議会（IASB）によって審議されたが、本アジェンダ決定の公表に対する反対意見はなかった。

本アジェンダ決定の要点は以下の通りである。

- 保険契約ポートフォリオを識別する際に、
  - 為替リスクを含むすべてのリスクを考慮しなければならない。
  - ポートフォリオは、異なる為替レート・リスクに晒される複数の契約を含み得る。

# アジェンダ決定「多通貨保険契約グループ」（IFRS第17号およびIAS第21号）

## 概要（続き）

本アジェンダ決定の要点は以下の通りである（続き）。

- 多通貨保険契約グループを測定する際は、
  - IFRS第17号におけるすべての測定の要求事項を適用し、保険契約グループ（契約上のサービス・マージンを含む）を貨幣性項目として扱う。
  - 保険契約グループについて単一の契約上のサービス・マージンがある。
  - 保険契約グループに係る契約上のサービス・マージンが機能通貨で表示されると単純に推定することはできない。
  - グループ（契約上のサービス・マージンを含む）の通貨単位を当初認識時に決定する会計方針をIAS第8号<sup>^</sup>に従って策定し、適用するために判断を行使する。

<sup>^</sup> IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更および誤謬」

# アジェンダ決定「多通貨保険契約グループ」（IFRS第17号およびIAS第21号）

## 保険契約ポートフォリオの識別

IFRS第17号では、保険契約グループを設定する際に、次のステップを要求している。

01

### 保険契約ポートフォリオの識別

ポートフォリオは、類似したリスクに晒され、一括して管理される契約で構成される

02

年次コホートごとのグループ化  
契約は12か月（またはより短い期間）内に発行される

03

収益性ごとのグループ化<sup>1</sup>  
(該当がある場合) 最低限、以下の3つの契約グループに分割される。  
a. 当初認識時に不利である  
b. その後不利となる可能性がない  
c. その他の契約

<sup>1</sup>企業は、最低限の要求よりもさらにグループを細分化することが認められる。



保険契約ポートフォリオを識別するためにIFRS第17号を適用する際、企業は為替レート・リスクを考慮すべきか？

# アジェンダ決定 多通貨保険契約グループ (IFRS 第17号 および IAS第 21号)

## 保険契約のポートフォリオを識別(続き)



IFRS第17号14項は特定の種類のリスクを明示せずに「類似したリスク」と言及しているので、企業は為替リスクを含む<sup>2</sup>契約ポートフォリオを識別する際にすべてのリスクを考慮しなければならない。



「類似したリスク」とは「同一のリスク」を意味するものではないため、ポートフォリオには異なる通貨の外国為替レートに係るリスクに晒されている契約を含める可能性がある。



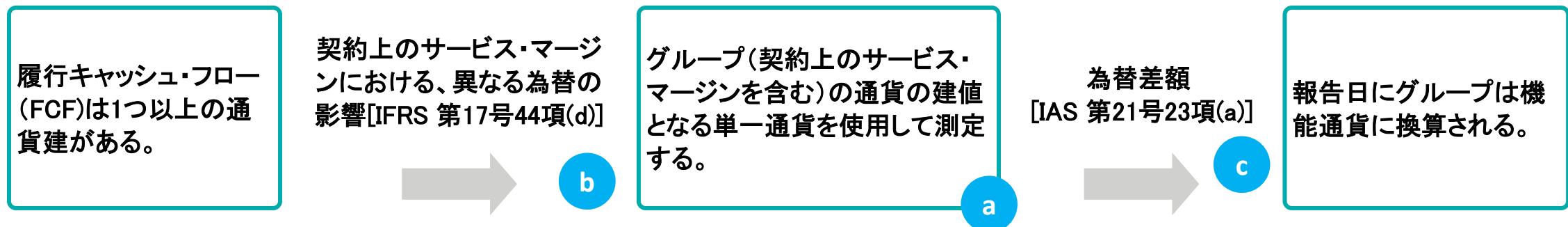
企業が何を「類似したリスク」と考えるかは、企業の保険契約におけるリスクの性質および程度に依存する。

<sup>2</sup> IFRS 第17号付録Aは、金融リスクを「…外国為替レート… 将來の変動リスク」と定義している。

# アジェンダ決定 多通貨保険契約グループ (IFRS 第17号 および IAS第 21号) 多通貨保険契約グループの測定 (続き)

多通貨保険契約グループの測定においてアジェンダ決定の中で考慮した2つのアプローチ

## アプローチ1: 単一通貨建てアプローチ

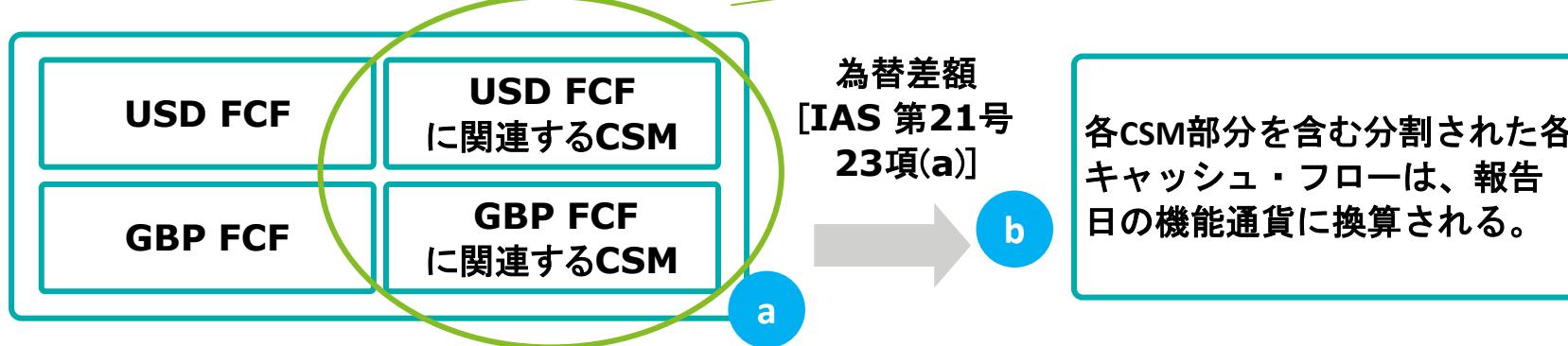


- a** 契約グループの通貨の建値となる単一通貨が決定される(例えば、保険料の通貨、支配的なキャッシュ・フローの通貨)。
- b** キャッシュ・フローの通貨と契約グループの建値となる通貨間の為替レートに係るすべての変動は、IFRS第17号の適用により金融リスクの変動として取扱われる。
- c** 契約グループの通貨と機能通貨間の為替レートに係るすべての変動は、IAS第21号の適用により為替差額として取扱われる。

# アジェンダ決定 多通貨保険契約グループ (IFRS 第17号 および IAS第 21号)

## 多通貨保険契約グループの測定(続き)

### アプローチ 2: 多通貨建てアプローチ



CSMの2つの部分は、外貨を企業の機能通貨に換算するための手法である。

- a 当初認識時にCSMは、細分化した履行キャッシュ・フロー毎に決定される。その後、各CSM部分は、関連する外国通貨キャッシュ・フローの変動および当該会計期間における保険サービスに対する各配分に対し事後的に個別調整される。最後に企業はCSMのすべての部分を1つのCSM残高に集約する。
- b CSM部分の建値である外国通貨を含む細分化されたキャッシュ・フローの通貨と機能通貨間に係る為替レートのすべての変動は、IAS第21号の適用により為替差額として扱われる。

# 設例

## 多通貨保険契約グループの測定(続き)

### 前提

- ・ 第1年度期初に、企業Xはカバー期間3年および異なる通貨でのキャッシュ・フローを持つ保険契約グループを発行する。
- ・ 保険料は各期初に受領し、保険金は各期末に支払う。
- ・ 保険カバーは均等に3年間の保険カバーを提供する。グループが生み出す将来の予想キャッシュ・フローを 下記に要約する。

	第1年度	第2年度	第3年度	合計
保険料(米ドル)	400	400	400	1,200
保険金(米ドル)	(100)	(100)	(100)	(300)
保険金(ポンド)	(300)	(250)	(200)	(750)

設例は付録Bに基づいている - 2022年 IFRS IC会議アジェンダ—ページ6 の設例

# 設例

## 多通貨保険契約グループの測定（続き）

### 前提（続き）

- 各通貨の為替レートは以下の通りである。

	認識時	第1年度末	平均
1米ドル	£0.86	£0.85	£0.86
1米ドル	€0.95	€1.00	€0.98
1ポンド	€1.11	€1.18	€1.15

- 企業の機能通貨はユーロである。
- 単純化のために、企業が当初認識時に想定した通り発生したとする。貨幣の時間価値や非金融リスクに係るリスク調整も無視する。



企業は、多通貨でキャッシュ・フローを生成する保険グループの測定において、IFRS第17号と併せてIAS第21号をどのように適用するべきか？

# 設例

## 多通貨保険契約グループの測定(続き)

### 単一通貨建てアプローチの利用

表は、**当初認識時に**履行キャッシュ・フローおよび契約上のサービス・マージンの帳簿価額がどのように計算されているか示している。

項目	IFRS 第17号上の金額は 以下の通貨で決定される 米ドル	IAS第21号を適用し、金額を 以下の通貨に換算される ユーロ	
履行キャッシュ ・フロー			
保険料(米ドル)	1,200.0 Dr		
保険金(米ドル)	(300.0) Cr		
保険金(ポンド)	$750 \times (1 \div 0.86)$	(872.1) Cr	
	27.9 Dr	(27.9 $\times 0.95$ )	26.5 Dr
契約上の サービス・マージン		(27.9) Cr	(26.5) Cr

Dr = 借方残高

Cr = 貸方残高

契約グループは米ドルの建  
値であると決定される(“グ  
ループ通貨”)

ポンドの履行キャッシュ・フ  
ローを米ドルのグループ通貨  
に換算する。

## 多通貨保険契約グループの測定(続き)

### 単一通貨建てアプローチの利用(続き)

下記表は第1年度末の履行キャッシュ・フローの帳簿価額の変動を示す。

項目	IFRS 第17号上の金額は、以下の通貨で決定される	IAS第21号を適用し、金額を以下の通貨で換算される
	米ドル	ユーロ
期首残高	—	—
発行された契約 @ ¥1	27.9 Dr	26.5 Dr
受取保険料(米ドル)	(400.0) Cr	(400 x 0.95) (380.0) Cr
支払保険金(米ドル)	100.0 Dr	(100 x 1) 100.0 Dr
支払保険金(ポンド)	$300 \times (1 \div 0.85)$ 352.9 Dr	$(352.9 \times 1)$ 352.9 Dr
期末残高(A)	<b>80.8 Dr</b>	<b>99.4 Dr</b>
保険金融収益または費用 (C)	$(B - A)$ (10.2) Cr	$(10.2 \times \text{avg.})$ (10.0) Cr
為替差額		$(B - (A - C))$ (18.8) Cr
期末残高(B)	<b>70.6 Dr</b>	<b>70.6 Dr</b>

- 1年度末の残存将来キャッシュ・フローおよびポンド建ての保険金は決算日レートを利用して米ドルに換算される。

1年度末現在のアサンプションを利用	IFRS 第17号上の金額は、以下の通貨で決定	IAS第21号を適用し、金額を以下の通貨で換算
	米ドル	ユーロ
保険料(米ドル)	800.0 Dr	
保険金(米ドル)		(200.0) Cr
保険金(ポンド)	$(450 \times (1 \div 0.85))$ (529.4) Cr	
期末残高(B)	70.6 Dr	$(70.6 \times 1)$ 70.6 Dr

ポンドと米ドル(グループ通貨)間の為替レートの事後変動の影響は保険金融収益または費用(IFIE)で金融リスクの変動として認識される。

米ドルからユーロ(機能通貨)の換算は、純損益(P/L)の中でIAS第21号の為替差額として認識される。

# 設例

## 多通貨保険契約グループの測定(続き)

### 単一通貨建てアプローチの利用(続き)

下記表は第1年度末の契約上のサービス・マージンに係る帳簿価額の変動を示す。

項目	IFRS 第17号上の金額は、以下の通貨で決定される	IAS第21号を適用し、金額を以下の通貨で換算される
	米ドル	ユーロ
期首残高	—	—
発行された契約 @ Y1	(27.9) Cr	(26.5) Cr
提供されたサービスの配分	(27.9 ÷ 3 年) 9.3 Dr	(9.3 x 平均) 9.1 Dr
<b>期末残高 (A)</b>	<b>(18.6) Cr</b>	<b>(17.4) Cr</b>
為替差額	0	(A - B) (1.2) Cr
<b>期末残高(B)</b>	<b>(18.6) Cr</b>	<b>(18.6 x 1) (18.6) Cr</b>

米ドルからグループ通貨であるユーロに換算する影響は純損益の中でIAS第21号の為替差額として認識される。

# 設例

## 多通貨保険契約グループの測定(続き)

### 多通貨建てアプローチの使用

表は、当初認識時に履行キャッシュ・フローとCSMの帳簿価額がどのように計算されるかを示している

項目	IFRS第17号の金額が以下の両通貨で決定される		各通貨の金額はIAS第21号を適用して換算される	
	米ドル	ポンド	ユーロ	
履行キャッシュ・フロー				
保険料(米ドル)	1,200.0 Dr		(1,200 x 0.95)	1,140.0 Dr
保険金(米ドル)	(300.0) Cr		(300 x 0.95)	(285.0) Cr
保険金(ポンド)		(750.0) Cr	(750 x 1.11)	(832.5) Cr
	900.0 Dr	(750.0) Cr		22.5 Dr
CSM	(900.0) Cr	750.0 Dr	(900 x 0.95) - (750 x 1.11)	(22.5) Cr

グルーピングの通貨は単一ではない。

履行キャッシュ・フローから各通貨ごとのCSM部分が決定される

# 設例

## 多通貨保険契約グループの測定(続き)

### 多通貨建てアプローチの使用(続き)

以下の表は、1年目末の履行キャッシュ・フローの帳簿価額の変動を示している

項目	IFRS第17号の金額が以下の両通貨で決定される			各通貨の金額はIAS第21号を適用して換算される
	米ドル	ポンド	ユーロ	
期首残高	—	—	—	—
1年目に発行された契約	900.0 Dr	(750.0) Cr	22.5 Dr	
受け取った保険料(米ドル)	(400.0) Cr		(400 x 0.95) (380.0) Cr	
支払った保険金(米ドル)	100.0 Dr		(100 x 1) 100.0 Dr	
支払った保険金(ポンド)		300.0 Dr	(300 x 1.18) 354.0 Dr	
期末残高 (A)	600.0 Dr	(450.0) Cr	96.5 Dr	
保険金融収益または費用(C)			—	
為替差額			(B - A) (27.5) Cr	
期末残高 (B)	600.0 Dr	(450.0) Cr	69.0 Dr	

1年目末の残りの履行キャッシュ・フローと両方の外国通貨の金額は、以下の期末日の決算日レートを用いてユーロに換算される

1年度末現在の仮定を利用	IFRS第17号の金額は、以下の両通貨で決定される		各通貨の金額は、IAS第21号を適用し以下のとおり換算される
	米ドル	ポンド	ユーロ
保険料(米ドル)	800.0 Dr		(800 x 1) 800.0 Dr
保険金(米ドル)	(200.0) Cr		(200 x 1) (200.0) Cr
保険金(ポンド)		(450.0) Cr	(450 x 1.18) (531.0) Cr
期末残高 (B)	600.0 Dr	(450.0) Cr	69.0 Dr

換算レートの変動のすべては純損益でIAS第21号の為替差額として処理される。

# 設例

## 多通貨保険契約グループの測定(続き)

### 多通貨建てアプローチの使用(続き)

以下の表は、1年目末のCSMの帳簿価額の変動を示している。

項目	IFRS第17号の金額が以下の両通貨で決定される		各通貨の金額はIAS第21号を適用して換算される	
	米ドル	ポンド	ユーロ	
期首残高	—	—	—	—
1年目に発行された契約	(900.0) Cr	750.0 Dr		(22.5) Cr
提供されたサービスに関する配分	300.0 Dr	(250.0) Cr	(300 x 平均) – (250 x 平均)	6.3 Dr
期末残高 (A)	<b>(600.0) Cr</b>	<b>500.0 Dr</b>		<b>(16.2) Cr</b>
為替差額			(A – B)	6.2 Dr
期末残高 (B)	<b>(600.0) Cr</b>	<b>500.0 Dr</b>	$(600 \times 1)$ – $(500 \times 1.18)$	<b>(10.0) Cr</b>

すべてのCSMの通貨部分はユーロに換算され、その影響はIAS第21号の為替差額として純損益に認識される。

# 設例

## 多通貨保険契約グループの測定 - 換算後の負のCSM

各通貨に以下の四捨五入された為替レートを用いることを除き、設例と同じパターンを適用する

外国通貨の変動により  
CSMは負の値となる  
か？

	認識時	1年度末	平均
1米ドル	€0.95	€1.00	€0.98
1ポンド	€1.11	€1.23	€1.17

表は、多通貨建てアプローチを用いて当初認識時に履行キャッシュ・フローとCSMの帳簿価額がどのように計算されるかを示している

項目	IFRS第17号の金額が以下の両通貨で決定される		各通貨の金額はIAS第21号を適用して換算される	
	米ドル	ポンド	ユーロ	
履行キャッシュ・フロー				
保険料 (米ドル)	1,200.0 Dr		(1,200 x 0.95)	1,140.0 Dr
保険金 (米ドル)	(300.0) Cr		(300 x 0.95)	(285.0) Cr
保険金 (ポンド)		(750.0) Cr	(750 x 1.11)	(832.5) Cr
	900.0 Dr	(750.0) Cr		22.5 Dr
CSM	(900.0) Cr	750.0 Dr		(22.5) Cr

# 設例

## 多通貨保険契約グループの測定 – 換算後の負のCSM (続き)

### 多通貨建てアプローチの使用(続き)

以下の表は、1年目末の履行キャッシュ・フローの帳簿価額の変動を示している:

項目	IFRS第17号の金額が以下の両通貨で決定される		各通貨の金額はIAS第21号を適用して換算される	
	米ドル	ポンド	ユーロ	
期首残高	–	–	–	–
1年目に発行された契約	900.0 Dr	(750.0) Cr		22.5 Dr
受け取った保険料(米ドル)	(400.0) Cr		(400 x 0.95)	(380.0) Cr
支払った保険金(米ドル)	100.0 Dr		(100 x 1)	100.0 Dr
支払った保険金(ポンド)		300.0 Dr	(300 x 1.23)	369.0 Dr
期末残高 (A)	600.0 Dr	(450.0) Cr		111.5 Dr
為替差額(Dr)			(B – A)	(65.0) Cr
期末残高 (B)	600.0 Dr	(450.0) Cr		46.5 Dr

- 1年目末の残りの履行キャッシュ・フローとすべての外国通貨の金額は、以下の期末日の決算日レートを用いてユーロに換算される

1年度末現在の仮定を利用	IFRS第17号の金額は、以下の両通貨で決定される	各通貨の金額は、IAS第21号を適用し以下のとおり換算される	
	米ドル	ポンド	ユーロ
保険料(米ドル)	800.0 Dr		(800 x 1) 800.0 Dr
保険金(米ドル)	(200.0) Cr		(200 x 1) (200.0) Cr
保険金(ポンド)		(450.0) Cr	(450 x 1.23) (553.5) Cr
期末残高 (B)	600.0 Dr	(450.0) Cr	46.5 Dr

# 設例

## 多通貨保険契約グループの測定 – 換算後の負のCSM (続き)

### 多通貨建てアプローチの使用(続き)

以下の表は、1年目末のCSMの帳簿価額の変動を示している

項目	IFRS第17号の金額が以下の両通貨で決定される		各通貨の金額はIAS第21号を適用して換算される
	米ドル	ポンド	ユーロ
期首残高	–	–	–
1年目に発行された契約	(900.0) Cr	750.0 Dr	(22.5) Cr
提供されたサービスに関する配分	300.0 Dr	(250.0) Cr	(300 x 平均) – (250 x 平均) 1.5 Dr
期末残高 (A)	(600.0) Cr	500.0 Dr	(21.0) Cr
為替差額			(A – B) 36.0 Dr
期末残高 (B)	(600.0) Cr	500.0 Dr	(600 x 1) – (500 x 1.23) 15.0 Dr
CSMの調整			(15.0) Cr
調整後期末残高	(600.0) Cr	500.0 Dr	–



CSMはグループの未稼得利益を表しており、**負の値にはなり得ない**。

機能通貨への換算の結果、履行キャッシュ・フローの不利な変動がないにもかかわらず、CSMが負の値となる

15.0CUのCSM資産を生み出す36.0CUの利得を計上した後、純損益に損失を認識することにより、CSMはゼロに制限される。

Cr FX 利得

36.0

Dr CSM

36.0

Cr CSM

15.0

Dr 損失

15.0

CU21.0のCSMの借方残がゼロまで減額される

# 実務上の考慮事項

IFRS第17号のこれらの要求事項を適用する際、以下のいくつかの実務上の考慮事項がある

- 保険契約から企業に移転された為替リスクの性質および程度を評価し、保険契約のポートフォリオを識別する際に「類似したリスク」の評価に判断が生じる。したがって、ポートフォリオの識別において為替リスクを正確に捕捉するようIFRS第17号のシステムを構成する必要がある。
- 為替リスクなどの主要な仮定の変動に対し、類似の金額とタイミングで反応すると企業が予測する将来キャッシュ・フローを伴う契約をグルーピングすることを検討する。例えば、通貨単位に基づきポートフォリオ内の契約をグルーピングすることは、CSMの通貨決定とその会計処理に対する運用上の複雑さが軽減されうる。
- 商業的に中立な場合、ADの適用による運用上の複雑さの一部を軽減するために、複数通貨のキャッシュ・フローがある既存の保険商品の契約条件を再検討する。
- 企業が実装しているIFRS第17号のソリューションは、単一通貨建てアプローチを適用する際に、為替レートの差による影響を正確に把握し、正しい損益項目に処理できる必要がある。

# コンタクトの詳細

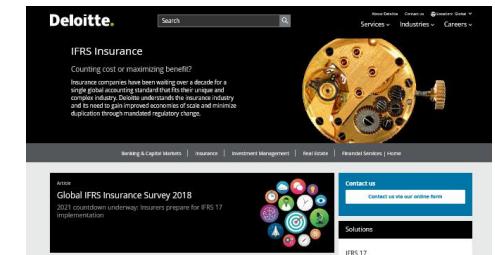
## Francesco Nagari

Deloitte Global IFRS Insurance Leader

+852 2852 1977 or [frnagari@deloitte.com.hk](mailto:frnagari@deloitte.com.hk)

**Keep connected on IFRS Insurance with Deloitte:**

- [Follow](#) my latest  posts @francesco-nagari-deloitte-ifrs17
- Follow me @Nagarif on 
- [Subscribe](#) to the Insights into IFRS Insurance Channel on 
- [Connect](#) to Deloitte's IFRS Insurance Group on  for all the latest IFRS news
- Add Deloitte Insights into IFRS Insurance (i2ii) at [www.deloitte.com/i2ii](http://www.deloitte.com/i2ii) to your internet favourites
- Visit:
  - IAS Plus [IAS Plus — IFRS, global financial reporting and accounting resources](#)
  - Deloitte Accounting Research Tool [Home | DART – Deloitte Accounting Research Tool](#)



## About Deloitte

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited ("DTTL"), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the "Deloitte organization"). DTTL (also referred to as "Deloitte Global") and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see [www.deloitte.com/about](http://www.deloitte.com/about) to learn more.

Deloitte is a leading global provider of audit and assurance, consulting, financial advisory, risk advisory, tax and related services. Our global network of member firms and related entities in more than 150 countries and territories (collectively, the "Deloitte organization") serves four out of five Fortune Global 500® companies. Learn how Deloitte's approximately 345,000 people make an impact that matters at [www.deloitte.com](http://www.deloitte.com).

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

The Deloitte brand entered the China market in 1917 with the opening of an office in Shanghai. Today, Deloitte China delivers a comprehensive range of audit & assurance, consulting, financial advisory, risk advisory and tax services to local, multinational and growth enterprise clients in China. Deloitte China has also made—and continues to make—substantial contributions to the development of China's accounting standards, taxation system and professional expertise. Deloitte China is a locally incorporated professional services organization, owned by its partners in China. To learn more about how Deloitte makes an Impact that Matters in China, please connect with our social media platforms at [www2.deloitte.com/cn/en/social-media](http://www2.deloitte.com/cn/en/social-media).

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited ("DTTL"), its global network of member firms or their related entities (collectively, the "Deloitte organization") is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.

© 2022. For information, contact Deloitte China.

# Deloitte.

## デロイト トーマツ

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイトアシアパシフィックリミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT弁護士法人およびデロイトトーマツコーポレートソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイトトーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市以上に1万5千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト（[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイトトウシュトーマツリミテッド（"DTTL"）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーフームおよびそれらの関係法人（総称して"デロイトネットワーク"）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または"Deloitte Global"）ならびに各メンバーフームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しましたが拘束されることはありません。DTTLおよびDTTLの各メンバーフームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイトアシアパシフィックリミテッドはDTTLのメンバーフームであり、保証有限責任会社です。デロイトアシアパシフィックリミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アシアパシフィックにおける100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバーバス（存在理由）として標榜するデロイトの約345,000名のプロフェッショナルの活動の詳細については、（[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイトトウシュトーマツリミテッド（"DTTL"）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーフームおよびそれらの関係法人（総称して"デロイトネットワーク"）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバーフーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関する直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーフームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

# 德勤

MAKING AN  
IMPACT THAT  
MATTERS  
since 1845